

六・三・三制と私

佐々木享

六・三・三制といわれる戦後の学校教育制度が発足した時期に、私は、同年輩の友人たちとはいかで異なる体験をした。

太平洋戦争も末期に近づいた一九四四年春、私の一家は長野県岡谷市に疎開した。集団疎開のはじまるほんの少し前だった。私は、翌一九四五には国民学校初等科をおえ、すぐに、諏訪中学校に入学したので、旧制中学校一年生の八月に敗戦を迎えた。

一九四七年四月に、私たち（旧制）中学校三年生は学校制度が変わった関係で「長野県諏訪中学校併設中学校三年生」ということになつた、と担任から知らされた。これが私にとっての六・三制との出会いであった。しかし、この頃、私は新しい学校教育制度の意義を自覺的にはとらえていなかつた。今から考えてみると、「君たちは、これから併設中学校三年というんだ」と教えてくれた教師も同様ではなかつたかと思われるふしがある。つぎのようなことがあつたからだ。

一九四七年五月一一日に、つまり私が併設中学三年生になつて一カ

月ほどして、父が急死した。父は長く東京都水道局に勤めていたが、疎開してからは製糸機械をつくる工場で現場労働者として働いていた。激しい物価高、食糧難のつづくなかで私たち一家は唯一の働き手を失ってしまったので、急に、家じゅうの者が働きかねばならぬことになつた。母と私の一つ年下の妹とは、その月のうちに、父の勤めていた会社で働きはじめた。私も少し遅れて六月三〇日に併設中学校を退学し、同じ会社の工場で働きはじめた。私に与えられたことははじめは、機械工場の雑役——工場内の掃除、機械の油さし、機械の分解掃除などだつた。

いま、ふり返つてみると、この妹は旧制高等女学校の併設中学校二年生になつたばかりのはずだったが、退学願はあつさり認められたらしい。私のばあいも、せつかく入つた学校を中途でやめるのは残念だとか、もつたないなどという意識はあつたし、まわりからもそういう意味のことを何人かのひとからいわれたが、退学願を出した私にも、それをうけとつた教師にも、併設中学校

は、新制中学校なんだから退学してはいけないんだという自覚はほとんどまったくなかつたようだ。発足直後の六・三制は、私たち一家にとつてはその程度のものだつた。

こうして私は、新制中学三年生を三ヶ月経験しただけで、できたばかりの新学制から離れてしまい、その後に、（あとで考えてみたらということなのだ）旧学制に戻つてしまつた。

近所の婦人が、私が中学を退学して働きに出ることを知つて、岡谷工業学校に夜学があるから入つたらと熱心に勧めてくれ、手続きまで調べてきててくれた。そのなかで、同校は諒訪中学校と同じ県立だから、転校手続きをすればよかつたらしいのに、一方を退学してしまつたので、改めて編入手続きをしなければならないことがわかつた。私も勉強を続けたいとは思つていたから、たしかに当時としては貴重な一〇円という入学金を払つて、七月に、（旧制の）岡谷工業学校第二本科（夜間課程をこう呼んでいた）機械科に編入学した。いきなり三年生ではムリだらうからといふ教師の判断があつて（とその時に私は思つた）、編入したのは第二学年だつた。高校・大学とづく私の長い夜学生生活がはじまつた。しかし、読書が人一倍好きだつた妹を受け入れてくれるような夜学はなかつた。六・三制は、私たち二人から一歩遠のいたのである。

翌四八年四月から新制高等学校が発足した。長野県では、大部分の高校は旧制中等学校を母胎として発足した。私の通学していた岡谷工業学校も岡谷工業高等学校となつた。この頃、学校で、

「これからは、夜学のほうは、パートタイムということばの訳なのだが、定時制課程と呼ばれることになる」という話を聞かされた記憶がある。しかし、私の学年までの夜学の生徒は、旧制のままでも卒業できたから、五〇年三月までは旧制と新制の二重の学籍をもつていたことになる。五〇年の二月（だったと思う）になつて、私たちの学年（第二本科四年生）は、「旧制で卒業したければ卒業免状を出してやる。しかし、これをもらうと、あと一年定時制課程に通学するためには改めて入学金を收めなければならぬ。どうするか」と担任から聞かれた。入学した頃には五〇名ほどいたはずの同級生はたしか一四人に減つっていたが、全員が旧制の工業学校を卒業した。旧制中等学校さいごの卒業生のはずであった。こうして私は、もう一度旧学制に別れを告げた。

そのあと、私は、すぐ定時制課程の四年生に編入して新制高等学校を卒業したが、同級生は昼間から転入した者を加えてたしか七名だつた。私は、再び六・三・三の新学制に出会い、その枠のなかに組み込まれた。

その頃、私は、正規に進学してきた同級生よりも一歳年下であるこというすうす気づきはじめていたが、なぜそういうことになつたのかはよくわからなかつた。五一年の春、私は大学を受験した。受験場では、旧制の諒訪中学校在学当時の同級生と一緒になつた。このことから逆算して、夜学（定時制）に学んだ私はほんらい、昼間勉強を続けた友人たちより一年遅れるはずだつたこと、それが一緒になつてしまつたのは夜学に編入学するとき第二

学年に入つたことに端を発していること、第二本科というのは小学校（国民学校）高等科二年修了を入学資格としていたのだからほんらいは一年に転入すべきであったこと、に気づいた。気づいたところでどうにもなるものではなかつた。このとび級は、少なくとも私の意志には無関係だつたが、夜学の先生の故意だつたのが過誤だつたのかもはつきりしない。もとをただせば、併設といふ名称のついた新制中学校を中途退学したことから起つたことであつた。

いっぽう、岡谷萬女併設中学校二年生になつたばかりの四七年五月に中退した妹のばあいは、近くに夜学がなかつたから、私のようなわけにはいかなかつた。彼女は、中等教育を一年と一ヶ月しか受けずに働きはじめてしまつたのである。工場では使いぱしりのようなことをしていたらしい。

四八年四月に新制高校制度が発足すると、岡谷の街にも、かつて妹が学んでいた女学校の後身である岡谷東高等学校の分校として、定時制高校が生まれた。同年輩の子どもたちが楽しそうに定期制に通うのをみた彼女が、自分も夜学に通いたいといい出したときは、ほんとうに困つた。彼女は、新制中学はおろか旧制の高等科すら終わつていなかつたのだから。

結論をいうと、私は勇気をふるいおこして定時制高校まで出向いた。主事の先生にお会いして、「妹はついていいけると思うから何とか入れてくれませんか。ついていけなければもちろん何回落

第させてまいませんから」とお願ひしてみたのである。定時制の校舎は、私や妹が学んだ小学校の古い校舎を使つていた。まだ螢光燈もなく、暗い職員室でぼそぼそとお願ひしたこと憶い出される。私は法律のことなど何も知らなかつた。知つていたらこんなお願ひに行く勇気はなかつたかもしれない。

そのときだつたか、数日たつてからだつたか、定時制の先生は、奇妙な便法を提案して下さつた。「定時制の一年生を一度やるつもりがあるなら、入学させてあげます」というのである。妹はもちろんそれでいいと喜び、それから間もなく、楽しそうに、夜学に通いはじめ、翌四九年四月には、改めて正式に定時制に入学した。

その後、この妹は定時制を卒業するまえに国立病院付属の看護学院に入学した。一九三三年生まれなのに新制中学卒業という資格をもたない彼女には、高校定時制中退というが最終学歴となつた。

私のばあいは過誤ですますことができるにしても、法規を杓子定規に適用したら、妹のような変則なことは認められなかつたにちがいない。夜間中学の生まれたのはもつとめとのことである。私たち兄妹は、いまさらながら、当時の先生方のご好意をおもうのである。

なお、この原稿を書くため、ふと六法全書を開いてみた。働きはじめた当時の私や妹が制定されたばかりの学校教育法二二条・

三九条に違反していたことはもちろん（！）だが、そのほかに、労働基準法第五六条の年齢制限に気がついたからである。現行法にしたがえば、満一五歳以下の年少労働が禁止されていることはもちろんだが、妹のばあいには、いまはなくなつた同条第一項但し書にさえ違反していただらしいのである。工場ではどんな扱いをしていたのだろうか。

体験にそくしていえば、生まれたばかりの六・三・三制はまことにひよわであった。その弱さは、新制中学に退学願を出した私たちにも、それをあつさり認めた学校にもあった。私たち二人

は、近くに旧制の夜学があつたという偶然と異例に好意的な扱いで救われることができた。心の片すみには、いまにしておもえば、救われなかつた人もあつたのではないかと気にかかるのだが。

それなら、今は退学願を認めない強制な六・三制ができるのだろうかと問えば、私たち二人のような例に限つてみると、生活保護や教育扶助を受けるという答えが用意されているが、問題を障害児の範囲まで拡げて考えてみると、まだまだだといふべきなのではなかろうか。

（教育科学研究会常任委員）

六・三制の出がけ頃

佐藤 藤三郎

わたしは、昭和二三年の三月に小学校を卒業した。ということは、六・三制がしかれての小学校第一回目の卒業生ということになるのである。

思いかえせば、すでに二十数年前の話である。同じ屋根の校舎に、小学校と、中学校の二つの学校があり、二人の校長がおつた

のである。しかしそれは、われわれ生徒にとってどうということがある訳ではなく、国民学校というものから、小学校と、中学校の二つの学校がつくれられ、わたしは、国民学校の五年生から、小学校の六年生になつただけのことで、そのこと事態に対しても、感激も、変化もあまり感ずるものではなかつたようと思うのであ